

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第127号

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、林業・木材産業構造改革事業を行う者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「京都府知事」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

第5条を削り、第4条を第5条とする。

第3条中「補助金」の右に「の交付の対象者」を加え、「に対し、予算の範囲内において交付する」を「とする」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第3条 補助金は、本市における林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を推進することを目的として交付する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(交付の申請)

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、林業・木材産業構造改革事業を実施しようとする日の20日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、林業・木材産業構造改革事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた組合等（以下「交付決定組合等」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は林業・木材産業構造改革事業を中止しようとするときは、林業・木材産業構造改革事業変更・中止承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第8条の見出し中「及び完了」を削り、同条第1項中「第6条の規定による決定に係る」を削り、「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

(実績報告)

第9条 条例第18条第1項に規定する報告書は、林業・木材産業構造改革事業実績報告書（第4号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の林業・木材産業構造改革事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

第10条第1項を次のように改める。

市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、林業・木材産業構造改革事業の完了前に、補助金の交付予定額の一部について概算払をすることがある。

第10条第2項中「の規定による補助金」を削り、「（第4号様式）を」を「（第5号様式）に別に定める書類を添えて、」に改める。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則第5条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

第4号様式を削る。

第3号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中「林業・木材産業構造改革事業完了届」を「林業・木材産業構造改革事業実績報告書」に、「届出者」を「報告者」に、「京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則第8条第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「が完了したので届け出ます」を「の実績を報告します」に改め、同様式を第4号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第10条関係）

林業・木材産業構造改革事業概算払請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の主たる事務所の所在地	請求者の名称及び代表者名 電話 — ⑩

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を請求します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
補助金の請求額	円

注 事業の実施場所の欄には、機械、器具等の購入の場合は、設置又は保管の場所を記入してください。

第2号様式注以外の部分中「第8条第1項」を「第8条」に改め、同様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

林業・木材産業構造改革事業 ^{変更}承認申請書
_{中止}

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則第7条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
変更の理由及び内容又は 中止の理由	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室林業振興課)